

店頭外国為替証拠金取引説明書【LIGHT FX】(新旧対照表)

(下線部分変更)

改訂後	現行
<p>店頭外国為替証拠金取引説明書 【LIGHT FX】 (省略)</p> <p>本件FX取引のリスク等重要事項について</p> <p>1.～5.(省略)</p> <p>6. 当社は、お客様の相手方となって取引を成立させます(相対取引)。一方で、当社はお客様との取引から生じるリスクの減少等を目的とし、カバー取引を次の業者と行っています。したがって、カバー取引先の信用状況によっては、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があり、お客様が損失を被る危険性があります。下記のカバー取引先はお客様が行う本件FX取引において、お客様の取引の相手方となるものではなく、お客様の証拠金や当該取引から発生する損失、その他お客様の取引の内容もしくは決済又は精算、あるいは当社のお客様に対する債務について、何ら責任を負うものではありません。</p> <p>Swissquote Bank SA(銀行業:スイス連邦金融市場監督機構) Stratos Markets Limited(金融商品取引業:英金融行為監督機構) LMAX Broker Limited(金融商品取引業:英金融行為監督機構) Sucden Financial Limited(金融商品取引業:英金融行為監督機構) フィリップ証券株式会社(金融商品取引業:日本金融庁) OCBC Securities Private Limited(証券業:シンガポール通貨庁) SBIリクイディティ・マーケット株式会社(リクイディティ プロバイダー) ヒロセ通商株式会社(金融商品取引業:日本金融庁) IG証券株式会社(金融商品取引業:日本金融庁) auカブコム証券株式会社(金融商品取引業:日本金融庁) Barclays Bank PLC(銀行業:英金融行為監督機構) Commerz Bank AG(銀行業:独連邦金融監督庁) 株式会社東京金融取引所(金融商品取引所) 大和証券株式会社(金融商品取引業:日本金融庁) Standard Chartered Bank(銀行業:英金融行為機構および英健全性規制機構) Bank of America, N.A.(銀行業:米通貨監督庁および米連邦準備制度理事会) Citibank, N.A.(銀行業:米通貨監督庁および米連邦準備制度理事会) UBS AG(銀行業:スイス連邦金融市場監督機構)</p>	<p>店頭外国為替証拠金取引説明書 【LIGHT FX】 (省略)</p> <p>本件FX取引のリスク等重要事項について</p> <p>1.～5.(省略)</p> <p>6. 当社は、お客様の相手方となって取引を成立させます(相対取引)。一方で、当社はお客様との取引から生じるリスクの減少等を目的とし、カバー取引を次の業者と行っています。したがって、カバー取引先の信用状況によっては、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があり、お客様が損失を被る危険性があります。下記のカバー取引先はお客様が行う本件FX取引において、お客様の取引の相手方となるものではなく、お客様の証拠金や当該取引から発生する損失、その他お客様の取引の内容もしくは決済又は精算、あるいは当社のお客様に対する債務について、何ら責任を負うものではありません。</p> <p>Swissquote Bank SA(銀行業:スイス連邦金融市場監督機構) Stratos Markets Limited(金融商品取引業:英金融行為監督機構) LMAX Broker Limited(金融商品取引業:英金融行為監督機構) Sucden Financial Limited(金融商品取引業:英金融行為監督機構) フィリップ証券株式会社(金融商品取引業:日本金融庁) OCBC Securities Private Limited(証券業:シンガポール通貨庁) SBIリクイディティ・マーケット株式会社(リクイディティ プロバイダー) ヒロセ通商株式会社(金融商品取引業:日本金融庁) IG証券株式会社(金融商品取引業:日本金融庁) auカブコム証券株式会社(金融商品取引業:日本金融庁) Barclays Bank PLC(銀行業:英金融行為監督機構) Commerz Bank AG(銀行業:独連邦金融監督庁) 株式会社東京金融取引所(金融商品取引所) 大和証券株式会社(金融商品取引業:日本金融庁) Standard Chartered Bank(銀行業:英金融行為機構および英健全性規制機構) Bank of America, N.A.(銀行業:米通貨監督庁および米連邦準備制度理事会) Citibank, N.A.(銀行業:米通貨監督庁および米連邦準備制度理事会) UBS AG(銀行業:スイス連邦金融市場監督機構)</p>

<p>Deutsche Bank AG (銀行業:独連邦金融監督庁) <u>JPMorgan Chase Bank, N.A. (銀行業:米通貨監督庁および米連邦準備制度理事会)</u></p> <p>7. お客様から預託を受けた証拠金は、金融商品取引業等に関する内閣府令に則り、その金額を<u>三菱UFJ信託銀行株式会社、SBIクリアリング信託株式会社及び株式会社三井住友銀行</u>における金銭信託により、当社の自己の資金とは区分して管理しております。</p> <p>本件FX取引のリスクについて(省略)</p> <p>本取引システムを利用した本件FX取引にかかるリスクについて(省略)</p> <p>本件FX取引の仕組みについて(省略)</p> <p>本件FX取引の手続きについて お客様が当社と本件FX取引を行われる際の手続きの概要は、次のとおりです。</p> <p>(1) ～(7) (省略)</p> <p>(8)その他 当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認のうえ、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、直ちに「LIGHT FX」<u>カスタマーサービス</u>に直接ご照会ください。とりわけ、日次の取引報告書及び残高報告書の内容は、その報告書の対象となる日の翌営業日までにご照会又は異議申し立て等がない場合、その内容においてお客様は承諾したものとします。</p> <p>本件FX取引の仕組み及び手続き等について、詳しくは「LIGHT FX」<u>カスタマーサービス</u>にお尋ねください。</p> <p>店頭デリバティブ取引行為に関する禁止行為 (省略)</p> <p>【当社の概要】(省略)</p> <p>【当社への連絡先及び苦情受付窓口】 「LIGHT FX」<u>カスタマーサービス</u> 所在地 〒150-6028 東京都渋谷区恵比寿4丁目20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー28階 フリーダイヤル:0120-637-105 受付時間 07:00～22:00(土日を除く) メール:support@lightfx.jp</p> <p>本件FX取引に関するお問合わせは、上記の連絡先で承ります。</p>	<p>(追加)</p> <p>7. お客様から預託を受けた証拠金は、金融商品取引業等に関する内閣府令に則り、その金額を<u>三菱UFJ信託銀行株式会社及びSBIクリアリング信託株式会社</u>における金銭信託により、当社の自己の資金とは区分して管理しております。</p> <p>本件FX取引のリスクについて(省略)</p> <p>本取引システムを利用した本件FX取引にかかるリスクについて(省略)</p> <p>本件FX取引の仕組みについて(省略)</p> <p>本件FX取引の手続きについて お客様が当社と本件FX取引を行われる際の手続きの概要は、次のとおりです。</p> <p>(1) ～(7) (省略)</p> <p>(8)その他 当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認のうえ、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、直ちに「LIGHT FX」<u>カスタマーサポート</u>に直接ご照会ください。とりわけ、日次の取引報告書及び残高報告書の内容は、その報告書の対象となる日の翌営業日までにご照会又は異議申し立て等がない場合、その内容においてお客様は承諾したものとします。</p> <p>本件FX取引の仕組み及び手続き等について、詳しくは「LIGHT FX」<u>カスタマーサポート</u>にお尋ねください。</p> <p>店頭デリバティブ取引行為に関する禁止行為 (省略)</p> <p>【当社の概要】(省略)</p> <p>【当社への連絡先及び苦情受付窓口】 「LIGHT FX」<u>カスタマーサポート</u> 所在地 〒150-6028 東京都渋谷区恵比寿4丁目20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー28階 フリーダイヤル:0120-637-105 受付時間 07:00～22:00(土日を除く) メール:support@lightfx.jp</p> <p>本件FX取引に関するお問合わせは、上記の連絡先で承ります。</p>
---	---

(以下省略) <u>令和6年6月29日 改訂</u> 以上	(以下省略) 以上
-------------------------------------	--------------